

学級編制・教員配置について

学級編制や教員配置については、『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』、『千葉県公立小中義務教育学校学級編制基準』及び『千葉県公立小中義務教育学校定員配置基準』を基にしています。

1 学級編制基準

小学校

1～6年生 35人学級

中学校

※法改正により、中学校は令和8年度から順次35人学級へ移行していきます。

令和8年度 中1 35人学級 / 中2・3 38人学級

令和9年度 中1・2 35人学級 / 中3 38人学級

令和10年度以降 中1～3 35人学級

複式学級

以下の場合、2つの学年を1学級とする複式学級となります。

小 学 校	① 小学1年生とその上の学年の児童数の合計が、8人以下の場合 上の学年が2年生以外の学年の場合、いずれかの学年が4人を超えるときは複式にしない
	② 小学1年生を含まない2つの学年の合計が16人以下の場合 ただし、連続しない2つの学年の場合でいずれかの学年が8人を超えるときは複式にしない
中 学 校	③ 中学校で上下2つの学年の合計が8人以下の場合 1年と3年の組み合わせでは、いずれかの学年が4人を超えるときは複式にしない

2 教員の配置基準

教員等の配置には様々な規定がありますが、大まかには以下の基準があります。

また、その他に養護教諭や事務職員が配置されます。

小学校

- ・校長 学校に1名
- ・教頭 原則学校に1名
- ・教員 標準学級数 + 学級数に応じた増置教員

◎「小学校は学級担任制」

1つの学級に一人の担任の先生がつきます。
複式学級になると2つの学年が1クラスとなり、一人の担任の先生がつきます。

学級数	1～11	12～23	24～30	31～39	40以上
増置教員	1	2	3	4	5

中学校

- ・校長 学校に1名
- ・教頭 学校に1名
- ・教員 標準学級数 + 学級数に応じた増置教員

◎「中学校は教科担任制」

国語・数学・英語・理科・社会・音楽・体育・美術・
技術・家庭科の10教科。

学級数	1・2	3・4	5～8	9	10～15	16・17	18	19～21
増置教員	3	4	5	6	6	7	8	9
生徒指導担当					1	1	1	1
計	3	4	5	6	7	8	9	10

学級数	22・23	24～27	28	29	30以上
増置教員	10	11	12	13	14
生徒指導担当	1	1	1	1	1
計	11	12	13	14	15

※増置教員の配置数は、肢体不自由、病弱・虚弱、弱視、難聴及び言語の特別支援学級並びに病院内に存する特別支援学級を除いた学級数により、表のとおり配置することを原則とする。